

会 務 月 報

第483号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第3回総務・財務委員会 議事概要

日 時 令和5年5月24日（水）13:30～16:40

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 樋上雅博

委 員 馬場雄司、本間裕之、鈴木保二、中谷芳一、
福山雅也、西 洋一

担当副会長 白井 勇

事務局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷、中村

議 事

1. 第71回定時総会議案等について

①令和4年度事業報告について

事務局より資料1-1によって、令和4年度事業報告について次の趣旨の説明がなされた。

- ・岐阜会が6月に再入会し、総会決議により入会金及び4年度の会費を免除した。
- ・創立60周年を迎えるにあたり、記念事業としてシンポジウム、記念式典及び記念誌刊行等を実施した。

②令和4年度決算について

事務局より資料1-2によって、令和4年度決算について次の趣旨の説明がなされた。

単位会組織強化支援金支出の決算額が0となっているが、4年度の支援金・奨励金が確定するのが6月理事会のため、5年度の決算に計上することとしたためである。一方、単位会組織強化支援金積立預金取崩収入には1,434万円計上されているが、3年度分の確定額を取崩したものである。3年度分の支出は、同年度に未払い計上したが、今後は翌年度に支出計上していくことと

なる。

樋上委員長より、収支計算書の事業活動収支差額と正味財産増減計算書の当期経常増減額が一致していないことについて質問がなされ、事務局より、正味財産増減計算書には支出を伴わない減価償却費が計上され、収支計算書には当期の費用ではない退職給付支出が計上されているため等との回答がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

2. 6月26日（定時総会他）の会議のスケジュール及び運営について

事務局より、資料2によって、6月26日の会議のスケジュール及び運営について次の趣旨の説明がなされた。

従来利用していた銀座東武ホテルが改装で全館休業となったため、定時総会等は鉄鋼会館でWebを併用して開催する。

樋上委員長より、懇親会の形式について質問があり、事務局より、コロナ前と同様の立食形式で実施する方向であるとの回答がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

3. 令和4年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について

事務局より、資料3-1及び3-2によって、令和4年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について次の趣旨の説明がなされた。

組織強化支援金決定額は1,145.7万円となった。採択事業63件（36単位会）に対し、費用負担が発生せず、支援金がないとなった事業及び事業を実施しなかった単位会もあり、実施完了事業は58件（32単位会）にとどまった。また、事業申請時より支出が少ない事業が多く見受けられた。単位会に対する会員増強奨励金は、各単位会新規入会1正会員につき1万円の奨励金としており、再入会を除いた388構成員分を対象としたい。さらに、増加率及び入会数増の上位5単位会程度に奨励金10万円を支給するとしているが、昨年度は会員数が純増だった11単位会に支給した。今回の対象範囲を検討していただきたい。

樋上委員長より、組織強化支援金が1,145万円程に収まっているので、昨年同様に正会員数が純増だった13単位会を対象

とし、さらに会員数が減少傾向にある中、プラスマイナス0と現状維持に努めた3単位会に努力賞的に与えてはどうかとの提案がなされた。

各委員より以下の発言があった。

- ・増加率がマイナスの単位会が過半数を占めている。様々な事情があると思うが、廃業による退会が4割に近く、退会を引き留めるのは難しいことである。こういった状況の中で会員数を伸ばしていくことは大変なことなので、会員数が純増となった全単位会を対象としたい。
- ・現状維持はたまたまとも思われ、あえて範囲を拡大する必要はない。
- ・上位5会や、増加率で高いところのみを対象にすれば、単位会にとって会員増強の励みになる。
- ・構成員数が多い単位会は、増加率を上げるのは容易ではない。増加率だけの線引きは難しいと思う。(逆に、事務所数の少ない県の単位会は、増加数を増やすのは容易ではない。)

協議の結果、組織強化支援金は原案通り、会員増強奨励金については、新規入会1正会員につき1万円の奨励金は原案通り、会員数が純増だった13単位会に奨励金10万円を支給する案で、常任理事会に提案することとした。

4. 令和5年度単位会組織強化支援事業の審査について

事務局より、資料4-1、4-2及び4-3によって、令和5年度単位会組織強化支援事業に申請があった35単位会・64事業の概要説明がなされた。

樋上委員長より採択事業及び支援金額の決定について以下の提案がなされた。

- ・平均点が10点以上を採択してはどうか。
 - ・継続事業が多く見受けられるため、2年目の支援金額は申請額の75%、3年目は50%を内示額としてはどうか。
 - ・旅費は20万円以内として内示額を算出してはどうか。
- 委員より以下の発言があった。
- ・新規性が乏しい継続事業が多い。こういった事業は2年目、3年目と段階的に支援金内示額を引下げる案に賛成したい。
 - ・旅費が過大な事業は、本当に単位会の組織強化につながる事

業なのか疑問に思う。

- ・審査時に判断に迷うことが多かったが、10点以下を却下とした。
- ・申請内容が支援事業に該当しないものも見受けられた。
- ・点数が低いものは採択するのにふさわしくない。
- ・平均点が高くて、4人以上が却下した事業は不採用としてはどうか。
- ・平均点ではなく、審査員の「承認件数」が多いものから採択するのはどうか。
- ・単位会から「新たな事業に取り組むのは難しい。もうアイデアが出尽くしている」との意見がある。
- ・これまでの好事例発表や意見交換の場があればと思う。
- ・単位会は報告書などのデータを閲覧することができるので、各単位会で展開し実践していただくことで、会の活性化につながるよう利用してほしい。

協議の結果、平均点10点を採択ラインとして、委員長案で常任理事会に提案することとした。

5. 各WGの検討状況について(会員サービス検討、事務所登録電子化対応)について

①会員サービス検討WGの検討状況について

事務局より、資料5-1によって、会員サービス検討WGの検討状況について、以下の趣旨の説明がなされた。

会員サービスとして日事連ができることを検討しており、第一段階として、日事連が「全国中小企業団体中央会(中央会)」に入会することで、安価で加入できる団体保険制度を導入し、会員サービスの充実を図りたい。団体保険の内容は「業務災害補償制度」と「所得補償制度」を選定したい。構成員が加入すれば、加入実績に応じ制度普及推進費として還元される。中央会の年会費12万円が発生するが、初年度は無料である。もし1事業所(1人)しか利用しなかった場合も、年会費は継続して発生する。

樋上委員長より、以下の趣旨の発言があった。

東京会、神奈川会及び大阪会では、会員向けにマネジメント支援サービスを実施しており、新規入会時のアピールとなっている。日事連が中央会に加入し、単位会の会員サービスの拡充につなげ

ていきたい。中央会の入会メリットは団体保険の割引率の高さで、特に「業務災害補償制度」は最大58%引きで加入できる。現在の建賠保険の他にも会員サービスにつながるコンテンツを充実させたい。

白井副会長より、以下の趣旨の発言があった。

中央会入会により「事務所協会に入会する」というメリットがある」というアピール材料になると思う。特に「業務災害補償制度」は魅力的なコンテンツになるだろう。制度普及推進費還元の日事連と単位会の案分は、加入後の推移をみて考えたらよいと思うので、まずは入会したいと思う。

鈴木委員より、中央会に一度加入したら退会できないのかという質問があり、事務局より、退会することはできるが、退会後は利用している事業所に保険の割引が適用されなくなるとの説明がなされた。

協議の結果、中央会の入会を常任理事会に提案することとした。

②事務所登録電子化対応WGの検討状況について

事務局より、資料5-2によって、事務所登録電子化対応WGの検討状況について、以下の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所登録のオンラインによる受付が開始されたことによって、単位会の事務作業量が増大することが予測された。国土交通省に対し、登録申請手数料の引上げ並びに変更届出書の申請手数料及び業務報告書に対する委託料の新設等を要望すべく検討している。単位会に対しアンケートを実施し、建築士事務所登録のオンラインへの移行に向けて対応や問題点等を洗い出した。アンケート結果を参考に国及び都道府県に対する要望案を検討している。

樋上委員長より、以下の趣旨の説明がなされた。

事務所登録手数料の引き上げについて、単位会単独で交渉するのは困難である。各手数料等は都道府県で決め、国土交通省から都道府県に意見はできないが、国土交通省からは、条例で定めることも考えられるとの見解をいただいた。日事連として国土交通省に働きかけると同時に、各単位会でも都道府県に交渉してほしい。都道府県から国に対して要望を出すことで、国から都道府県

に標準額や見解を提示する流れになる。令和7年度に事務所登録オンラインが開始されるため、そのタイミングでの条例改正を目指したい。

白井副会長より、以下の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会傘下のWGの動きなので、要望項目や流れを承知しておいていただきたい。本件は全国会長会議でも報告したいと考えている。

委員より以下の発言があった。

- ・登録申請手数料改定及び変更手数料等新設のため、ぜひ進めていただきたい。

- ・先日県と手数料の話をしたが、相手は事務方だったため、上手く話しが進まなかった。

- ・この動きは単位会・ブロック協議会でも注目している。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

6. 日事連の中長期の財政検討について

事務局より、資料6によって、日事連の中長期の財政検討について、以下の趣旨の説明がなされた。

前回の委員会において、単位会・ブロック協議会への支援金・助成金等の見直しを協議したが、令和5年度の継続事業については引き続き従来通りの金額を予算計上することとなった。正副会長会で方針決定した令和6年度からのブロック助成金の削減及び建築士事務所キャンペーンの助成中止について引き続き検討いただきたい。

樋上委員長より、次の趣旨の発言がなされた。

赤字解消は難しい問題である。資料には単位会やブロック協議会への助成金の削減が記されているが、管理費や固定費の見直しなどに加え、収入源につながるものの検討も必要だろう。

白井副会長より、次の趣旨の発言がなされた。

現在5か年で実施している単位会組織強化支援事業とキャンペーン助成金は絡めて考えられると思う。ブロック協議会は助成金をもとに事業展開を計画しているため、早急に削減するのは難しいだろう。日事連の事務局体制などの課題を洗い出しながら検討していくべきである。

協議の結果、継続審議となった。

7. 年次功労者表彰の受賞者について

事務局より、資料7によって、令和5年度年次功労者表彰受賞者は、単位会推薦者の35名であり、10月13日の鳥取・島根大会式典において表彰したいとの説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

8. 令和7年度全国大会の主管会について

事務局より、資料8によって、令和7年度全国大会の主管会について次の趣旨の説明がなされた。

令和3年7月に関東甲信越ブロック協議会より、6年度の全国大会は新潟会を主管とすることを決定したとの通知があったが、3年度の熊本大会中止・延期を受け、ブロックの順番が1年繰り下がることとなった。よって、7年度の全国大会は新潟会を主管とすることとしたい。

樋上委員長より、決定事項なので、この流れで進めたいとの提案があった。

本間委員より、新潟会として正式に全国大会の準備に着手するので、よろしくお願ひしたいとの発言があった。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

9. 賛助会員の入会について

事務局より、資料9によって、賛助会員の入会について次の趣旨の説明がなされた。

オートデスク(株)より令和5年7月1日より1口(年会費15万円)の入会申し込みがあった。入会は理事会承認が必要である。

樋上委員長より、日事連には賛助会員の採用拡大の方向性はあるのかとの質問があった。

これに対し、事務局より、日事連と単位会で賛助会員がバッティングしてしまうことに配慮が必要であり、また、日事連の賛助会員としてのメリットが見出せないため、賛助会員の拡大に至っていないとの説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

10. 建築士事務所企業年金基金の周知について

事務局より、資料10によって、建築士事務所企業年金基金の周知について次の趣旨の説明がなされた。

同基金の加入可能年齢が65歳迄から70歳迄に引き上げら

れた。この基金の特長は、事業主や役員も加入でき、掛金が損金扱いとなることであり、さらに掛金率の選択制を導入したため、事業所にとってより活用しやすい制度となった。4月1日に単位会宛に基金の加入キャンペーンについてメールで周知依頼をしたところ、岡山会に会誌で紹介していただいた。ぜひ委員にも同基金への加入促進にご協力いただきたい。

樋上委員長より、周知に協力していただきたいとの発言がなされた。

11. その他

白井副会長より、次の趣旨の発言がなされた。

組織強化支援事業の審査について単位会及びブロック協議会で質問が出たら、公明正大に審査を実施したと答えていただきたい。今後、各単位会での支援事業実施内容の報告や周知方法を検討したい。

配布資料

第1回総務・財務委員会 議事概要

資料1-1：令和4年度事業報告について

資料1-2：令和4年度決算について

資料2：6月26日(定時総会他)の会議のスケジュール及び運営について

資料3-1～3-2：令和4年度単位会組織強化支援事業の支援金及び会員増強奨励金について

資料4-1～4-3：令和5年度単位会組織強化支援事業の審査について

資料5-1～5-2：各WGの検討状況について(会員サービス検討、事務所登録電子化対応)

資料6：日事連の中長期の財政検討について

資料7：年次功労者表彰の受賞者について

資料8：令和7年度全国大会の主管会について

資料9：賛助会員の入会について

資料10：建築士事務所企業年金基金の周知について

■第3回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 令和5年5月10日(水) 14:00～16:23

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 村田良太

委 員 山口 聡、山崎良知、櫻井哲男、神余智夫、
肥後潮一郎

担当副会長 岩本茂美

事務局 居谷、前田、野出、東小川、吉田

欠席者 委 員 佐藤和夫

配付資料: 第2回「教育・情報委員会」議事概要

臨時「教育・情報委員会」議事概要

資料1-1: 令和4年度「開設者研修会」実施結果一覧 |

「開設者研修会」に関するデータ

資料1-2-1: 未実施の理由などについて

資料1-2-2: 知事指定モデル文案

資料2: 「法定講習」受講者数等

資料2-1: 令和4年度「管理建築士講習」「建築士定期講習」
実施結果一覧

資料2-2: 令和5年度「管理建築士講習」「建築士定期講習」
実施計画一覧

資料2-3: 建築教育センターへの申し入れ文書

資料3: 令和4年度特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」
実施結果一覧

資料4: 令和4年度事業報告(案)

議 事

1. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」
について

(1) 令和4年度の実施結果について

○ 事務局から令和4年度の実施結果について説明・報告した。
(資料1-1)

- ・39単位会、58会場で開催。知事指定は34単位会、後援4単位会、なしが1単位会。13単位会で都道府県からの受講奨励文がある。例年どおり神奈川会、山梨会、愛知会、京都会、高知会では開催なし。加えて埼玉会、千葉会でも開催なし。
- ・受講者数は3,329名で前年度より150名増。会員種別

は会員が31.0%、会員外が68.9%。資格者内訳は、管理建築士でない開設者が6.3%、開設者兼管理建築士が57.5%、開設者でない管理建築士が33.0%、その他が3.1%で例年どおり。受講料は、会員平均が12,313円、会員外平均が15,663円で、前年度と比べると会員で約450円、会員外で730円上がっている。受講料を低めに設定していた埼玉会、千葉会で開催がなかったこと、大阪会ではWeb講習から会場講習に戻したことで金額も戻ったこと、広島会ではWeb講習の受講料を会場講習に合わせて引き上げたことが要因と思われる。

・理解度確認チェックを実施したのは14単位会、CPDの申請者数は全受講者の22.5%で例年どおり。

・令和4年4月現在のデータに対する直近5年間の受講者数について、事務所登録数に対する全受講者数の比率は15.9%、会員数に対する会員受講者数の比率は30.6%。

(2) 実施促進等について(未実施の理由、知事指定のモデル文案)

○ 事務局から実施促進等について説明・報告した。

(資料1-2-1, 1-2-2)

・前回の委員会で、本研修会の実施促進にあたって、まずは全単位会での開催を目指すため、前年度に実施していない単位会にその理由と要望を聞いた。

・実施していない主な理由は、任意講習であるため受講者が見込めないこと、講師の確保が難しいこと。要望は、全都道府県での知事指定、DVDによる講習。

・高知会によると、石川県から本研修会の対応について全国調査があり、これをきっかけに高知県から高知会に本研修会を開催するよう働きかけがあったとのこと。山梨会でも、県で何か動きがあった模様。

・また、同じく前回の委員会で、都道府県に指定を働きかけるための文書を準備することとなったため、これまでの文案をもとに事務局で作成した。

・なお、令和5年度版テキストは3月16日に執筆者へ見直しを依頼。現在編集作業中、6月中旬発行予定。第3章の省エネ法改正の箇所には大幅な追記あり。発行に併せて、単位会に

開催依頼を予定。また今年度は、講師向けにテキスト利用方法について文書を作成する予定。

○ 委員からの意見は以下のとおり。

■DVDについて

- ・居谷専務：単位会で講師を確保することが難しいためDVDを望むところも多いが、今のような受講料はとりづらくなる。全国一律、強制受講となれば、同一の講習を提供しなければならない。一部の単位会のみDVDで開催するということはそぐわないのではないかと。Web講習の要望もあるが、他県の講習を受講することは知事指定等から考えにくい。これも全国統一ということになれば、どこの講習を受けてもよいが、単位会ごとに実施することにどのような意味合いがあるか考えなければならない。
- ・事務局：以前の受講者アンケートでは、地域の話やテキストには書けないような役に立つ小話的な話をする会場は高評価だった。DVDではこういったことが難しく、正式なDVDは作成しないこととした経緯がある。また、本会が実施している既存講習では、DVDを作成し単位会に提供したところ、講師講習も選択できるがすべての会場でDVD講習となった。このためDVDを作成すれば、多くの会場でDVD講習となることが想定される。
- ・櫻井委員：項目によってDVDを作成し、講師講習を併用してはどうか。
- ・居谷専務理事：「第3章 建築士事務所の業務の新しい動向」は単位会では対応しにくい部分があるが、改訂が多い。「第4章 トラブル対応とリスク管理」は単位会の要請で日事連サービスに講師をしてもらっているが、DVDに割り切るという考え方もある。
- ・事務局：昨年度の実施要領では「本研修会は法定講習ではないため、画一的な内容である必要はありません。テキストは必要と思われる内容を網羅するように作成していますが、研修会ではすべての内容を講義せずとも、地域の事情に応じて、また講師の裁量で講義していただいて構いません。講師と打ち合わせのうえ、時間割を決定してください」としている。

第3章は内容を取捨選択する可能性が高いと考えていたが、DVD化すると一律の内容になってしまう。

- ・村田委員長：DVDを作成することによって、開催していない単位会が開催する気になるのであれば作成する考え方もあるし、地域色がなくなっていくという考え方もある。また各単位会で事情があるため、全国統一して実施することが難しい。DVDの扱いについては継続的に検討していくこととし、さまざまなスタイルを容認しながら受講者を増やしていくこととしたい。
- ・事務局：昨年度は初回の講習を茨城会で撮影し、緊急時用・参考用に作成したが、今年度は用意しなくてよい。テキストの新旧対照表は作成し、提供する。
- ・村田委員長：今年度は様子を見ることとし、要望が多ければ来年度また作成を検討することとする。

■知事指定モデル文案について

- ・神余委員：香川会では継続的に知事指定を要望しているが難しい。他県の指定状況を示して、要望を続けていきたい。
- ・村田委員長：知事指定だけではなく、指名願いの項目に追加する等の意見もあったがどうか。
- 岩本担当副会長：強制的に受講させることよりも、本研修会の受講意義や周知方法を見直したい。
- ・事務局：モデル文案に「建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者が」という文言があるが、開設者が受託した業務に責任をもつという意味にとられてしまわないか。受託した業務については、管理建築士でないと責任がとれない。
- ・居谷専務理事：法文にはないが、このように書いてもよいのではないかと。
- ・村田委員長：文言については事務局に一任する。また、知事指定のモデル文案は、各単位会の判断で要望書に添付することとする。
- ・居谷専務理事：明日（5月11日）広報・渉外委員会があるので、共同要望書の内容はおおかた決まる。教育・情報委員会で要望書をつくったので、該当する単位会においては併せて

提出していただくよう伝える。

■テキスト内容の改定について

- ・事務局：テキスト改訂WGは4年目の年度末に設置。次の大改訂は令和7年度末から始める。詳細な内容はWGの検討事項だが、方針は委員会の検討事項。
- ・村田委員長：4年後の大改訂に向けて、次の委員会に申し送りできるように議論していく。

■その他

- ・山崎委員：資料1-1の2ページ目の表の右端、(建築士事務所)指導要綱の列に書類添付とあるが、書類が添付されていない場合どうしているか聞いてほしい。栃木会では書類添付を要望しに行く予定のため、ほかの単位会でどのようにしているか知りたい。

2. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）について

(1) 令和4年度の実施結果について

- 事務局から令和4年度の実施結果について説明・報告した。
(資料2、2-1)
- ・両講習とも本格的に(公財)建築技術教育普及センター(以下、建築教育センター)のオンライン講習が開始。また、コロナ禍の対応で定員を収容人数の半分までとする制限は継続。
- ・管理建築士講習は、事務所協会では58会場471名、建築教育センター直轄のオンライン講習では290名が受講し、合計受講者数は1,061名。会場数は前年度の77%にとどまったが、合計受講者数は122名増えた。受講者数の半数以上がオンライン講習を選択し、事務所協会では259名減。栃木会、千葉会、宮崎会では受講者がなく開催を取りやめた。
- ・建築士定期講習は、事務所協会では6,814名が受講。3か年前に比べ合計受講者数は約96%に踏みとどまったが、事務所協会では約74%、士会では約76%と落ち込み、20%強の受講者がオンライン講習を選択した。

(2) 令和5年度の実施計画について

- 事務局から令和5年度の実施計画について説明・報告した。
(資料2-2)

- ・両講習とも定員を収容人数の半分までとする制限は撤廃(ただし、一定の座席間距離は必要)。
- ・管理建築士講習は、事務所協会では52会場・定員776名の計画。中四国、九州で開催のない単位会が多いのは例年どおり。千葉会、宮崎会が開催予定なし。前年度に比べ講習会場は7減、定員は39名減。
- ・建築士定期講習は、事務所協会では152会場定員10,000名の計画。3か年前に比べ講習会場は5減、定員は約3,200名減。
- ・なお、令和5年度版の管理建築士講習テキストは、昨年同様、吉田調査役と日事連サービス・辻専務に見直しを依頼。4月20日に両講習の見本テキストを単位会に送付。

(3) 令和6年度以降の申込・受付方法について

- 委員長・居谷専務理事から令和6年度以降の申込・受付方法について説明・報告した。(資料2-3)
- ・村田委員長：建築教育センターから、2月22日に令和6年度から法定講習の申し込みをインターネットに一元化する話があった。日事連では単位会への周知と同時に意見を聴取したところ反対意見が多く、4月5日の臨時委員会での議論を経て、(公社)日本建築士会連合会(以下、士会連)と要望をすり合わせ、4月28日に居谷専務理事と士会連で申し入れ文書をもって建築教育センターの専務理事と意見交換したところ。
- ・居谷専務理事：インターネット申し込みの統一については、少なくとも3年間はプレ印字版の郵送、郵送による申し込み方法との併用期間を設け、その間に状況を確認してほしいと申し入れ、また文書にはないがインターネットを使用できない者の例に身体障がい者を挙げることについては見識が異なると伝えた。その際の回答は次のとおり。①セキュリティの向上、事務効率の向上が目的のため、併存期間は設けない。②単位会の事務効率向上のためにも、例外範囲は極力限定したい。実施団体として、例外対象範囲はどう考えるか。③身体障がい者という言葉は使わない。④非インターネット申し込み者は、単位会に出向くだけでなく郵送でも構わない(郵

送にかかわる費用は受講者負担)。⑤プレ印字に代わるQRコード付きのはがきには、非インターネット申し込みの方法も示す。

- ・山口委員：単位会が問い合わせ先になってしまうことを危惧している。それに対するケアを考えてほしい。
- ・山崎委員：建築教育センターにサポートをお願いしたい。
- ・櫻井委員：建築教育センターの効率化だけで、単位会の手間は想定していないことがわかった。日事連として、単位会の受講者減の対策を考えなくてはいけない。
- ・神余委員：重要なのは効率化ではなく、建築行政を適正に進めていくこと。建築士定期講習制度からドロップアウトする人が出ないようにケアしてほしい。
- ・肥後委員：個人的には、時代の流れで仕方がないことだと思う。対応できない状況であれば、手数料をとって単位会で入力を代行すればよいのではないかな。
- ・岩本担当副会長：いずれにせよ単位会で対応することになると思う。
- ・事務局：建築教育センターの都合で変更するのであれば、建築教育センターで一括対応することはできないか。
- ・村田委員長：各単位会では問い合わせにより他の業務が滞る可能性があるため、建築教育センターでコールセンターを設置してもらいたい。また、例外対象範囲は制限せず、要望する方すべてとしたい。
- ・居谷専務理事：士会連でも対応を検討中のため、内容をすり合わせて、再要望することとする。また、正副会長会には要望と結果、今後の要望事項として報告する。

3. 他団体との講習の協力開催等について

- 事務局から特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」について説明・報告した。(資料3)
- ・初めて受講する方の【受講区分AB】について、会場講習は3単位会4会場合計68名が受講、建防協のWeb講習は4単位会から31名が受講。
- ・改正部分のみ受講する方の【受講区分C】について、会場講習は3単位会4会場合計48名が受講、建防協のWeb講習

は16単位会から65名が受講。

- ・建防協では今年度も講習を予定しているため、協力を依頼したいとのこと。

4. 講習会Web受付システム(イベントペイ)について

- 事務局から講習会Web受付システム(イベントペイ)について説明・報告した。
- ・既存住宅状況調査技術者講習では5月1日から受付が始まるため、それに合わせて新規サービスの契約について3月22日に単位会に案内し、準備を進めていた。しかし、ファイルアップロード機能の実装が間に合わず、既存講習第1期については、やむを得ずこれまでのシステムを利用。
- ・ファイルアップロード機能が4月21日に実装されたため、これに合わせて既存講習用の本システムのマニュアルを作成し、第2期からは利用する予定。

5. 【協議事項】令和4年度事業報告について

- 委員長から令和4年度事業報告について説明・確認し、以下の修正をすることで承認された。(資料4)
- ・村田委員長：(1)「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」についての末尾に「研修会のこれまでの経緯を振り返り、今後の在り方について議論した。」と追加することとする。

6. 次回委員会令和5年9月25日(月)14:00~16:00

■第4回業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 令和5年5月9日(火)14:00~15:00

[場 所] 日事連会議室

- [出席者] 委員長 内田 要
副委員長 相原清安
委 員 河野正博、尾関和彦、吉居龍治、内野輝明、山城新吾
担当副会長 木下賀之
事務局 居谷、前田、千浜、野出、安藤、岡本、吉田
[欠席者] 委 員 村上 学

{配付資料}

第3回議事概要

資料1：令和4年度 業務・技術に関する事業報告について

資料2：既存住宅状況調査技術者講習開催日程一覧

資料3：建築士事務所経営者向けセミナーの実施（案）、BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修

資料4：今後の検討委員会の進め方（案）

資料5：適合証明技術者登録制度 登録料・受講料の改定について

資料6：「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」等の改定について

議 事

（協議事項）

1. 令和4年度 業務・技術に関する事業報告について

○資料1により令和4年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。

（報告事項）

1. 各専門委員会・WGよりの報告

○資料2により既存住宅状況調査技術者講習の令和4年度の開催状況と令和5年度の開催予定が事務局より報告された。おもな内容は以下の通り。

・令和4年度の受講者数は会場とオンラインあわせて新規408名、更新は592名であった。3年前の受講者数は400名であったので約1.5倍の受講者数であった。

令和5年度の講習は、会場、オンラインとも6月より開催の予定。今年度は受講者のボリュームが大きいので更新講習は43会場で実施予定。オンライン講習は第5期までを予定している。現在、HPに掲載。

・あわせてテキストと講習動画、修了考査を更新。

○資料3により事務局よりBIMワーキンググループの活動について報告された。おもな内容は以下の通り。

・建築士事務所の経営者向けセミナーを国土交通省の補助事業として実施予定。URリンケージからの事業受託となる。BIMを導入していない建築士事務所の経営者等が対象。セミナー

のプログラム案はBIM GATE編集委員会で検討中。7月頃に開催単位会を募集、10月以降に開催予定。

・BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修を国土交通省の補助事業として実施予定。BIM設計初級者を対象にBIMを実際の建築プロジェクトに適用して完成させるための技法、技術、留意点を習得するための研修。対象は（中小）建築士事務所所属の建築士で4か月の受講ができる者。7月と10月に開講予定で5月22日から募集開始。カリキュラム検討委員会を設置して研修プログラム等を検討。

・BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修についてはすでに単位会に案内し、HP・BIM GATEで概要説明・募集案内を行っている。

○次のような意見交換を行った。

・経営者向けセミナーは会員・非会員を問わず受講できることになっていて、2つめの技法、技術研修も同様か。

→同様。会員・非会員を問わないで受講できることになる。

・経営者セミナーは経営者向けとのことであるが技法、技術研修は習熟している人向けなのか。

→一応、操作できる人が対象となる。基本的なことはバンダーで講習していただいてそれを持ったうえで活用できるような講習となる。

・徳島会では、日事連からの助成金でBIMセミナーを行った。初心者を対象に手取り足取りの講習を行ったがまだ足りない部分があった。各都道府県で経営者向けセミナーと技法、技術研修の間に埋める講習を実施する必要がある。

・経営者向けセミナーはさらに中身を詰めてから単位会へ案内することとなる。今年度の単位会支援事業でのBIM関係での支援事業とうまく調整できればと考える。BIMについては、学ぶ費用で迷っている方が多いと聞いているので、ある程度の目安・展望をつけるためのセミナーと考えていただければと思う。

2. 業務報酬基準の改訂に向けた検討状況について

○資料4により業務報酬基準の見直しの検討状況について居谷専務理事より説明された。おもな内容は以下の通り。

・本日、第11回の国の検討委員会が開催予定。略算表の決定、

難易度係数、複合化係数の検討を行う予定。

- ・戸建て住宅については、線が引けない状態で現在、整理を行っている。13類型と14類型をまとめて一つの類型にして15類型は類型として残すことを検討している。
- ・現在は、改正されるもの、改正されないものの2つのタイプの略算表が示されている。特定の用途で事例数が少なく線が引けないことが問題となっている。
- ・スケジュールとしては、当初は今年の春ごろの改正を予定していたが、内容の検討でいろいろな議論があつて遅れた形となり、夏ごろの改正となる見通し。

3. 適合証明技術者登録制度 登録料・受講料の改定について

○資料5により適合証明技術者登録制度の登録料・受講料の改定について事務局より報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・業務・技術委員会で昨年より検討いただいた事案であったが、登録料・受講料の値上げが決定し、令和5年度の予算が承認された段階で、これまでの検討経緯、今後のスケジュールも含めて単位会に報告した。

登録料・・・18,480円→19,950円（3年間）

受講料・・・9,350円→11,000円（オンライン講習の単位会委託配分0.5：0.5）

4. 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」等の改定について

○資料6により事務局より「公共建築工事標準仕様書」等の改定について説明された。国土交通省大臣官房官庁営繕部で公共建築工事標準仕様書、改修工事標準仕様書、木造工事標準仕様書の改定にあたり意見照会があり、単位会へも意見提出を依頼している旨、説明された。

5. その他

○事務局より5月5日に発生した石川県能登地方の地震について、応急危険度判定で5月8日分の判定までで危険が累計231件、要注意が累計336件、調査済が累計910件となり、かなりの建物に被害が出ている旨、報告された。

○次回日程

令和5年9月28日（木）14：00～16：00

■第3回広報・渉外委員会概要

日 時 令和5年5月11日（木）14：00～15：36

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 石井繁紀

委 員 大宮利一郎、田端友康、佐藤和仁、岡野政治、
前原 博

担当副会長 井手添誠

事務局 居谷、前田、三浦、井上

欠席者 委 員 石原節夫

<配付資料>

資料1-1：共同要望項目に対する理事会での検討事項について

資料1-2：令和5年度共同要望書

資料1-3：令和5年度説明用資料

資料1-4：令和5年度共同要望時参考資料

資料1-参考1：令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者
単価について

資料1-参考2：「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」
及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務
単価について」の運用に係る特例措置について

資料1-参考3：「令和4年度 業務に関する運用指針調査」概要（ダ
イジェスト版）

資料1-参考4：各発注者別による取組の実施状況・建築コンサルタ
ント業務（抜粋）

資料1-参考5：令和5年度共同要望運動の実施時期と要望書の必
要数

資料1-参考6：令和4年度共同要望運動活動報告一覧

<追加>資料1-参考：「開設者・管理建築士のための建築士事務所
の管理研修会」の知事指定について

資料2：令和5年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料2-参考：[201] 安心して家を建てるには

[202] 国民への周知パンフレット

資料2-参考2：令和4年度建築士事務所キャンペーン一覧

資料3-1：令和4・5年度台割表

資料3-2:会誌Web版について

資料4:令和4年度事業報告(案)

議 事

1. 令和5年度共同要望運動項目について

事務局から、理事会に提案した共同要望項目に対する以下の3件の意見について説明がなされ協議した[資料1-1]。

①新しい設計業務委託等技術者単価の適応と再協議の受け入れを追記してほしい。

協議の結果、令和4年から令和5年にかけて設計単価が大きく見直されているため、案のとおり要望項目1(業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化について)の中の4番目の項目に追加することとした[資料1-2, 1-3, 参考1, 参考2]。なお、本年度は大きく上がったため追加するが、時限的なものと思われるため、次年度は確認する。

②最低制限価格の有無と低減率一覧表をデータとして付けたい。

理事会での助言により、国土交通省から業務に関する運用指針調査の結果としてデータが公表されていることがわかり、単位会には既に情報提供している。共同要望運動の実施依頼時にも、単位会で必要に応じ利用できるように、再送することとした[資料1-4, 参考3, 参考4]。

③今年度は難しいかもしれないが、日事連・単位会で実施している「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」受講の有無を入札参加資格に追加してはどうか。石井委員長より、以下の主旨の説明がなされた。理事会で全体の事業報告の協議後に、石井委員長より本研修会の内容は建築士事務所にとってよい内容であるため国に義務化を要望できないかを発言し、その後の共同要望運動の協議事項において本意見が出された。令和6年度の共同要望項目を検討する際にこれも含めて検討してはどうかと考えている。

入札に参加するのは比較的大きな事務所など一部に限られている一方、受講証明書が事務所登録の要件(書類添付)となっている数単位会の受講率が高いと聞いている。令和

2年に1度日事連で国土交通省に義務化の要望をしたところ、義務化するなら会員の7~8割は受講しているべきではないかと意見されたことがあると聞いたので、まずは受講率を上げていくことが重要と考えている。

協議の結果、情報を集め令和6年度で検討することとした。

その他、前回委員会にて、要望項目1:業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化で、説明用資料にて、全国的に通じる追加的な業務の具体例が例示できないかという意見が出され、委員会で測量業務、積算業務、確認申請、耐震診断、ボーリング調査、アスベスト調査等具体例を挙げた。各都道府県等の状況は異なるかもしれないため単位会へのアンケート実施を検討することとしており、令和6年度に向け協議した。

<委員からの意見>

・都道府県で違うこともあるかもしれないので、アンケートを実施することでよいのではないかな。

・単位会に聞くのであれば他に聞くべき項目も検討したほうがよいのではないかな。

>要望項目について聞いた方がよいのではないかな。

・前回委員会でこの意見を出したときは、確認申請や耐震診断などの定価があるものを入札に入れないようにしてほしいという意味合いであった。(井手添担当副会長)

協議の結果、まずは内容を確認のうえ、必要項目を検討しアンケート実施の方向で進めていくこととした。

また、居谷専務理事より、前日に開催された教育・情報委員会で協議された以下のことについて報告がなされた[<追加>資料1-参考]。

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」は、現在34単位会で知事指定を受けている。受けていない単位会用に、教育・情報委員会にて都道府県への要望書案を作成した。対象単位会には共同要望書と併せて都道府県に依頼してもらいたいと考えており、共同要望運動の依頼時に合わせて送付する。

また、事務局より令和5年度共同要望運動の実施時期と要望書の必要数について、実施時期は昨年に続き早期実施を希望す

る単位会はなかった旨報告がなされた[資料1-参考5]。併せて、令和4年度共同要望運動活動について報告がなされた[資料1-参考6]

＜委員からの各単位会の状況説明・質問・意見等＞

・千葉会は単位会独自・共同要望としては実施しなかったが、設計6団体でまとめて実施している。連絡会議を定期的開催しているので少し詳しいものになっていると思う。

＞可能であれば見せてもらえないか。

⇒千葉会に確認することとした

・鳥取会はコロナということもあり実施しなかったが、紙を提出という形ではなく意見交換する場はある。

・群馬会は要望書の提出と意見交換会を実施している。

・宮城会は、単位会独自と日事連との共同要望書およびJIAと士会連の3会でまとめた要望書を提出している。

・各都道府県の要望方法は違うので、参考にするため少しデータ化したい。

＞単位会独自の要望書については可能なものはもうようになっているが、それを表で掲載するには集約する必要があるらしい。

要望運動をどのように実施しているのかについては参考となるため、情報を集めて追記するなど検討することとした。

2. 建築士事務所キャンペーン事業について

事務局より令和5年度建築士事務所キャンペーン事業について説明がなされ、協議した[資料2、参考、参考2]。

○全国共通テーマ

長く“信頼のあかし 建築士事務所協会”が使われてきたため、令和元年度より“新たな時代を築く”と変更したが、本年度は戻すこととした。

信頼のあかし 建築士事務所協会

サブタイトルは各単位会にて設定する。

○開催時期

例年「10月、11月を中心に開催」としているため、変更せず、引き続き同じ時期を掲載することとした。

○単位会への助成金について

令和5年度も一般消費者に対しての周知活動について

10万円を上限に助成する。

但し、令和6年度からキャンペーン事業の助成を中止の方向で検討されている。

＜委員からの質問・意見等＞

・例年単位会事業に組み込まれてもいるので継続できないのか。

＞単位会支援事業で年間2,000万円5年間拠出することとなっており、昨年はすぐにキャンペーン事業への助成金を停止すると支障がでる可能性があるため1年猶予し、本年は継続となっている。

＞助成金はなくとも事業として実施するかは協議する必要がある。

○配付資料の提供

令和5年度は「安心して家を建てるには」と「国民への周知パンフレット」を提供することとなった。

イラストが古い感じがするので、令和6年度は予算組みをして紙媒体を刷新するなど検討してはどうかとの意見が出され、次回以降検討することとした。

○国土交通省の後援名義使用申請について

国土交通省の後援名義使用の審査基準は年々厳しくなり、令和4年度より「行事等の登壇者や発言者が二人以上いる場合、その性別に偏りがないう努められているもの」が加わり、偏りがある場合は理由と今後の解消の方針等の記載が必要となった。後援名義使用を希望された3単位会からの申請を国土交通省に提出したところ追記対応を依頼され、最終的に承認はなされた。令和5年度は予め開催要領に追記する。

なお、国土交通省の後援名義申請は共催ではなく、主催として日事連と単位会が掲載されていること、キャンペーン事業として何度も申請できないため一括で行う必要があり、単位会から日事連への申請の締切日を設けている。

3. 会誌について

○会誌の発行状況について

事務局より会誌について、以下の主旨の説明がなされた
[資料3-1]。

5月号の特集は「中高層木造の可能性」、現在は6月号を
第1特集「光の装飾ーガラス」、第2特集「鳥取・島根大会」
として編集集中である。連動企画として6月号から9月号まで
鳥取県と島根県の見どころを両会交代で執筆協力してもら
うこととなっているのでぜひ読んでもらいたい。

また、前回委員会でも伝えたが、4月号より基本1号4単
位会掲載で「単位会からの風」を連載している。会員が身近
な単位会記事から会誌を読むきっかけとなればと企画した連
載であり、各単位会には逐次依頼するので執筆の協力をお願い
したい。

○会誌We b版について

事務局より令和3年7月号より発行開始したWe b版に
ついて、会員より意見が寄せられ以下の主旨の説明がなされ
た [資料3-2]。

主意見:We b版の閲覧にはID・パスワードを求められる
が、会員事務所はもとより広く一般にオープンにした方が
よい。

本意見に対し、事務局より今までの経緯を踏まえ、We b
化を検討の折日事連でも会誌を公開してPRしてはどうか
検討したが、会誌は会費にて作成、また販売していることも
あり、建築賞などの特別な特集、BIM連載、公開情報等以
外は会員特典ということで、パスワードにてセキュリティを
かけている旨回答した。

＜委員からの意見等＞

・経費削減のためにWe b版を導入したと聞いていたが異な
るようで、We b版発行の経緯を確認したい。

＞We b版を選択した単位会は会誌発送料が削減されて
いる。

当初は単位会から発送料削減の要望があったことと日
事連の経費削減という観点から、全単位会にアンケート
を実施し、前広報・渉外委員会でWe b版の検討がなさ
れた。We b版に一本化するには抵抗も強く、選択制と

いう形式となった。印刷もしており、部数も激減したわ
けではないため、発行経費が激減したわけではない。

＞掲載された記事等をPRするには冊子が扱いやすいのは
確かだ。

＞今は過渡期でもあり、We b版を発行したということが
第1歩であるため、普及を進め動向を見守り検討する必
要がある。

4. 令和4年度事業報告（案）について

事務局より、令和4年度事業報告（案）について説明がなさ
れた。「(3) 会誌「日事連」の充実・発行」の導入文章が不
自然だったため、修正して提出することで了承された [資料
4]。

5. 次回委員会 10月3日（火）15:00～17:00

■第15回法制度対応特別委員会 議事概要

日 時 令和5年4月19日（水）10:00～12:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

委 員 原 行雄、黒木正郎、白井 勇、木下賀之、
井手添誠、岩本茂美、仲摩和雄

事務局 居谷、前田、千浜、東小川

議 事

(1) 今後の業法運動の方向性について

① 建築士法人（又は設計監理法人）の新設について

○事務局より、資料1-1、参考資料1により建築士法人（又は
設計監理法人）の新設の提案について説明された。

おもな内容は以下の通り。

- ・建築士法人制度の提案の検討は、「業の形態に見合う建築士事
務所の登録要件の再整備」の提案と表裏一体。建築士法人制度
を提案する理由（必要性、立法事実）を十分に検討することが
重要。
- ・提案理由としては、建築士事務所が法人となった場合には営利
を目的とすることとなり建築士事務所の経営理念や建築主の
期待になじみにくいこと、専門の建築士事務所は設計施工の兼

業の建築士事務所とは違う法人であることを消費者に対して明確にする必要があること、建築士が開設した建築士事務所が法人となった場合に事業継承後も経営責任者が建築士であり続けられるような法人格を創設する必要があることなどが考えられる。

- ・提案する建築士法人は、現行制度の枠内に矛盾なくおさまる制度設計にする。
- ・建築士法人の業務執行社員は「一級建築士かつ管理建築士」となるよう規定、業務執行社員である一級建築士を「建築家」という規定を設け、J I Aが法定団体となる可能性につなげる。
- ・建築士法人は申請により国土交通大臣が認可するものとし、認可を受けた建築士法人が建築士事務所を開業するときは、現行の仕組みに準拠して都道府県知事に建築士事務所の届出を行う。
- ・税理士、弁護士など各士業の法人制度の比較は参考資料1を参照。

○次のような意見交換を行った。

- ・どうしたら強制加入にできるのかということの一つの方法論か。これまで30%の加入率を目指してきたが、30%を超える単位会はあまりない。業法と強制加入は日事連創設時からの目標であるので実現したいが。
- ・建築士法の抜本改正の提言では、提言のほとんどが取り上げられている。事務所法の提案ではまとめる途中で設計三会での提案となった。当時の住宅局長より三会の同意が必要と言われたため。三会の共同提案から議員立法へとつながった。前回委員会と今回委員会での提案を提案書の形にまとめ、理事会に諮ったのち、三会へ提示したいと考えている。
- ・ハードルが高い内容であるが、次に進めるために続けていかないとはいけない。
- ・現行制度と共存できるところが多い。三会ということであれば、法人は事務所協会、建築家はJ I A、属する建築士は士会に加入することが考えられる。
- ・大きな制度変更となるので立法事実をどのように設定するか。今の制度のどこが問題で社会的な問題が起きているか。建築士法人

のメリットなどこちらから言い出すことができるかどうか。東京地裁で調停委員をしているが、施工者と建築主の間でのトラブル、設計施工の場合の設計段階でのミスが多い。建築生産のプロセスでの問題をよりクリアにする、裁判になる前に解決することができれば実効がある。

- ・建築士法人の一級建築士事務所は我々の立場を高めるのではない。設計・監理は施工者とは独立の立場であるが、今はその独立性が失われる方向にある。社会的に許容できるかが問題と思うが、方向性としては賛成できる。
- ・二級建築士が社長で一級建築士が管理建築士の場合、業としては一級建築士としての責任になる。業態に関係ない人が開設者になっている事務所も多い。
- ・建築士法人の新設は賛成である。兼業事務所をどうするか、地方では一人事務所が多いのでいろいろと問題があるかもしれない。
- ・建築士事務所法人の必要性や立法事実の積み重ねなどは皆さんで考えていけないといけない。設計事務所はいろいろなところに紛れている。整理しないといけない。兼業事務所はどちらが主なのかがあいまい。今まで起こった問題などを整理して三会としてもいろいろな視点がある。
- ・設計できる人はいろいろな団体にまぎれている。設計よりも監理者が問題か。どういう立場でどういう権限を持って行うか。消費者保護という点からも建築生産建築物の性能の確保という点からいっても、その辺りは出発点になりうるのではない。実施設計以前の建築主のサポートをする立場の人について士会で議論している。流れがつくれそうであれば情報共有していきたい。
- ・三会の勉強会などを開いてもらっていただきたい。
- ・建築士法人の社員数を3人以上としているところが気にかかる。あまりハードルは上げたくない。大きな事務所の考え方で進めるのは問題かもしれない。
- ・二級建築士、木造建築士が話に出てこない。
- ・一番の問題は設計・施工との区別をするための方策。兼業の場合は管理建築士を役員にするなど。設計コンサルくらいまで兼業を認めるか。サービサー法が平成20年に改正され、それまで債権回収は弁護士しかできなかったが株式会社でもできるようになっ

た。そのようなことも参考になる。

②宅建協会への入会

○事務局より資料1-2により宅建協会への入会について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・宅建協会に入会すると営業保証金1,000万円の供託が免除される。宅建協会にはいと保証協会にも入会することとなり、宅建業者は保証協会に弁済業務保証金分担金を預け、保証協会が供託所に弁済業務保証金を供託する仕組みとなる。宅建業者が直接供託所に供託する場合には営業保証金は1,000万円となる。
- ・この制度は高額な取引をする宅建業で消費者を保護するための制度。宅建協会に入会することで宅建業者が開業しやすくするという目的がある。

○次のような意見交換を行った。

- ・大変参考になる。住宅の保証制度は行政側の発案。団体での保証は消費者保護につながる。建賠では工事のミスが起こらないと保障されない。宅建業の協会にはハトマークのほかウサギマークもある。なぜその団体ができるのかなどアイデアを詰めていきたい。
- ・阪神・淡路大震災の後に保証制度を検討したことがあるらしい。営業保証金は宅建業法と旅行業法にある。我々はあくまでも契約形態が準委任契約。保険加入の努力義務は、保険加入だけでなく供託的なことも含まれている。
- ・会員サービス検討WGでも建賠プラスアルファを検討している。資料ができつつあるので皆さんにもご意見をうかがいたい。
- ・供託金は新しく事務所を設立しようとしている人にとってはマイナスかもしれない。

(2) 意匠法について

①意匠法勉強会の開催について

○事務局より資料2-1により意匠法についての三会の勉強会が開催されることになった旨、説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・東京会より特許庁との定期的な懇談の実施を国会議員に要望したところ、具体的な審査の運用、要望・不明点などについて意見交換の場を設けることとなった。
- ・特許庁との意見交換にあたり、三会でこれまでの意見交換内容の

整理、意見交換の進め方を検討するため、4月27日に勉強会を開催することとなった。

②これまでの検討経過

○資料2-2により事務局より法制度対応特別委員会におけるこれまでの検討経過、登録意匠事例、令和5年4月での登録件数などが説明された。

○次のような意見交換を行った。

- ・これまでの意見交換では、意見は聞くが採用はしないという感じであった。
- ・新規性をどのような基準で審査しているかということについてAIを使って審査しているという噂がある。
- ・こちらから要望しても答えがない。審査に専門家を入れてほしいと要望したが考えていないということであった。1,000件近くも出願されているのでしっかり話をしないとけない。
- ・JIAの関係者がかなり危機感を持っていると聞いた。特許庁の理屈では製品の保護ということであるが、建築物は製品なのか。三団体では製品ではなく作品という立場。特許庁の経産省的な発想と相いられるか。
- ・最初はプレハブメーカーのものが中心かと思っていたが違う流れになってきた。
- ・同じ土俵で議論をしないとけない。
- ・著作権は著作者に付与されるが、意匠法は行政処分。工業製品の扱いになる。
- ・外階段にルーバーを張ったというレベル。
- ・トラブルになっている案件はあるのか。

次回開催日程 令和5年7月19日(水) 10:00~12:00

(配付資料)

第14回議事概要

資料1-1 建築士法人(又は設計監理法人)の新設について

参考資料1 各士業の法人制度比較表

資料1-2 ハトマーク(宅建協会)入会メリット

資料2-1 意匠法勉強会の開催について

資料2-2 意匠法についてのこれまでの検討経過

参考資料2 意匠登録出願の基礎

■主な行事予定

令和5年

6月	23日	日事連建築賞選考委員会
	26日	建築士事務所全国会長会議 定時総会 日事政研通常総会
	30日	景観・まちづくり専門委員会

令和5年5月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和5年5月1日～5月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 47団体 構成員 14,350事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 1	983	4,216	23.3%	△ 15	282	28.7%
青 森		163	902	18.1%		44	27.0%
岩 手		273	921	29.6%	△ 1	74	27.1%
宮 城		330	1,865	17.7%	△ 2	85	25.8%
秋 田		141	1,016	13.9%	△ 1	49	34.8%
山 形		207	1,084	19.1%	△ 1	57	27.5%
福 島	+ 1	236	1,467	16.1%	+ 1	70	29.7%
茨 城		429	1,875	22.9%	△ 6	147	34.3%
栃 木		162	1,293	12.5%	△ 4	76	46.9%
群 馬		185	1,649	11.2%	△ 2	88	47.6%
埼 玉	△ 1	437	4,538	9.6%	△ 9	131	30.0%
千 葉	+ 2	340	3,276	10.4%	△ 4	110	32.4%
東 京	+ 4	1,613	14,649	11.0%	△ 12	609	37.8%
神奈川	+ 3	748	5,834	12.8%	△ 12	228	30.5%
新 潟		305	2,182	14.0%	△ 7	132	43.3%
長 野		383	2,027	18.9%	△ 6	102	26.6%
山 梨		104	799	13.0%	△ 2	13	12.5%
富 山	△ 2	293	1,127	26.0%	△ 3	64	21.8%
石 川		310	1,245	24.9%	△ 1	64	20.6%
福 井		202	938	21.5%	△ 1	54	26.7%
岐 阜		116	1,512	7.7%		37	31.9%
静 岡		381	3,002	12.7%	△ 4	124	32.5%
愛 知	△ 1	499	4,953	10.1%		138	27.7%
三 重		182	1,174	15.5%	△ 1	64	35.2%
滋 賀		185	1,096	16.9%	△ 1	40	21.6%
京 都		369	2,163	17.1%	△ 4	107	29.0%
大 阪		803	6,291	12.8%	△ 5	240	29.9%
兵 庫		352	3,511	10.0%	△ 5	96	27.3%
奈 良	+ 2	104	880	11.8%	△ 1	25	24.0%
和歌山		110	714	15.4%		23	20.9%
鳥 取	△ 2	116	477	24.3%	△ 2	53	45.7%
島 根		113	606	18.6%	△ 1	52	46.0%
岡 山		364	1,413	25.8%	△ 3	69	19.0%
広 島		343	2,244	15.3%	△ 3	148	43.1%
山 口		103	990	10.4%	△ 1	38	36.9%
徳 島		112	810	13.8%	△ 1	19	17.0%
香 川	+ 1	87	1,011	8.6%	△ 1	19	21.8%
愛 媛		192	1,167	16.5%	+ 1	49	25.5%
高 知		137	639	21.4%	△ 4	33	24.1%
福 岡		469	3,341	14.0%	△ 1	180	38.4%
佐 賀		179	586	30.5%	△ 3	46	25.7%
長 崎		236	738	32.0%		45	19.1%
熊 本		228	1,388	16.4%	△ 3	96	42.1%
大 分		148	829	17.9%	△ 1	47	31.8%
宮 崎		112	1,037	10.8%	△ 3	44	39.3%
鹿児島		282	1,146	24.6%	△ 1	86	30.5%
沖 縄		184	1,300	14.2%	△ 1	68	37.0%
計	+ 6	14,350	97,921	14.7%	△ 137	4,465	31.1%

※建築士事務所登録数(B)は令和4年4月1日時点の数字である。